

不当な取引方法について知っておこう!

生活に支障を来すような債務履行の強要や不当請求などから消費者を守ります。

## ⑥ 債務履行の不当な強要

■どんな行為にもガマンしないとイケない、ということはありません。

おどしたりする不当な手段や安心な生活をおびやかす方法を用いて消費者に代金の支払いや借金の返済を強要したり、根拠のない請求をしたりすることは不当な取引方法です。

【例】



**不当な取引方法**

事業者が債務を履行させるために、迷惑な時間帯に電話や訪問をして消費者に債務履行を迫ること。

【例】



**不当な取引方法**

不当請求、架空請求など、消費者が身に覚えのない請求をすること。

誠実に債務を履行しない業者から消費者を守ります。

## ⑦ 債務の不履行

■消費者と約束したことは必ず守らなければなりません。

納品や工事をしなければならないのに、消費者から催促を受けても契約の履行のための対応をしなかったり、履行を不当に遅らせたり、契約した内容を一方的に変更して十分な履行をしなかったりすることは不当な取引方法です。

【例】



**不当な取引方法**

事業者が債務を履行しようとしなないこと。